

【件名】【緊急】フランスにおける新型コロナウイルス関連情報（移動制限における証明書、その２）

●本日（17 日）から実施されている移動制限に係るフランス政府指定の証明書について、外出理由として「自宅と職場間の移動」を選択する場合には、移動中の証明書（ATTESTATION DE DEPLACEMENT DEROGATOIRE）と併せて、出勤証明書（JUSTIFICATIF DE DEPLACEMENT PROFESSIONNEL）を所持している必要があります。

●宣誓書（Attestation sur l'honneur）は、今回の移動制限においては使用できなくなりましたのでご注意ください。

1 本日（17 日）から実施されている移動制限に係る証明書について、外出理由として「自宅と職場間の移動」を選択する場合には、移動中の証明書（ATTESTATION DE DEPLACEMENT DEROGATOIRE）と併せて、出勤証明書（JUSTIFICATIF DE DEPLACEMENT PROFESSIONNEL）を所持している必要があります。

以下リンク先フランス内務省サイトの下部にある「JUSTIFICATIF DE DEPLACEMENT PROFESSIONNEL」をダウンロードの上、職場の代表者から署名及び印をもらってご使用ください。

<https://mobile.interieur.gouv.fr/fr/Actualites/L-actu-du-Ministere/Attestation-de-deplacement-derogatoire>

2 先般のご案内中、フランス政府指定の証明書で列举されているもの以外の理由で移動する場合には宣誓書（Attestation sur l'honneur）が必要であるとお知らせしましたが、今回の移動制限においては使用できなくなりましたのでご注意願います。

<https://www.service-public.fr/simulateur/calcul/AttestationHonneur>

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03－8852－8500

（フランス国外からは（＋33）3－8852－8500）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

（了）